

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

目 次

I. 本年度事業実施基本方針	1
II. 本年度重点実施項目	2
III. 法人運営の部		
1. 会員	6
2. 役員会・委員会等 組織	6
3. 職員(事務局)組織	6
4. 会務(役員会・委員会等)	6
5. 職員の組織力・資質向上のための取組	7
6. 部門間・他職種間連携による取組	8
IV. 地域支援の部		
1. 地域福祉事業	13
2. ボランティア振興事業	14
3. 生活支援体制整備事業	14
4. 高齢者等生活支援事業	14
5. 福祉サービス利用援助事業	14
6. 特例貸付フォローアップ相談・支援事業	14
7. 各種事務局	15
8. 地域活動支援センター事業・生活困窮者就労準備支援事業 そよかぜ八木・そよかぜ日吉・そよかぜ美山	15
V. 相談支援の部		
1. 生活相談センター	16
2. 地域包括支援センター事業	18
3. 認知症初期集中支援事業および認知症地域支援・ケア向上事業	19
VI. 生活支援の部		
1. 指定特定相談支援・障害児相談支援事業 相談支援事業所てのひら	20
2. 居宅介護支援 介護予防居宅介護支援事業 ほほえみおおい居宅介護支援事業所・ほほえみかぐら居宅介護支援事業所	20
3. 訪問介護・障害者居宅介護事業 ほほえみ八木・ほほえみかぐら訪問介護事業所	21
4. 小規模多機能型居宅介護事業 小規模多機能ホームだんない	21
5. 通所介護・生活介護事業 ほほえみ八木通所介護事業所	21
6. 児童発達支援・保育所等訪問支援事業 つくし園	22
7. 就労継続支援 B型・生活介護 多機能型事業 あじさい園	22
8. 就労継続支援 B型・生活介護 多機能型事業 ひより舎	23
卷末資料	24

I. 本年度事業実施基本方針

地域共生社会の実現に向けて

過疎化や少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加による家族のありようの変化等により、地域社会の支え合い機能が脆弱化し、コミュニティの維持そのものが困難になっていることが大きな社会問題となっています。また、近年、社会経済状況は好転しつつあるとされますが、暮らしに直結する食料品・日用品の価格高騰が続いており、人々の暮らしは依然厳しい状況にあります。

ところで、公的な社会福祉制度は、支援策を高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など対象(者)ごとに専門分化し充実しつつもあります。しかし、専門分化ゆえに制度側から見た分野をまたぐ複合的な福祉課題については、ともすれば制度の狭間となって支援されにくくなっているという社会福祉制度の構造的な弱点も指摘されるようになりました。

こうした背景を踏まえ、私たち社会福祉協議会(社協)は、制度・支援者側の視点ではなく、年齢や障がいの有無、国籍、経済状況などに問わらずあくまで市民の暮らしに依拠して活動することを最も大切にすべきです。この姿勢が、地域の中で支え合いながら誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域社会、すなわち「地域共生社会」の実現につながる考えています。

あらためて社協の役割を考える

全国の都道府県・市区町村社協の議論・意見を集約し、全国社会福祉協議会(全社協)において、社協の理念・るべき姿、社会に果たすべき役割などをまとめた『社会福祉協議会基本要項 2025』(基本要項 2025)が策定されます。『基本要項 2025』をもとに、あらためて社協の存在意義を問い合わせながら、私たち南丹市社協が地域社会に果たすべき役割をしっかりと考えたいと思います。

社協は、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として、地域住民が主体的に関わることができる支え合いの仕組みづくりや、子どもから高齢者、性別や国籍に関係なく多様な人々が交流できる場づくり・つながりづくりを通して、制度の狭間にある人々への支援を強化し、さらに狭間そのものをなくす取組も進めながら地域共生社会の実現を目指さなければなりません。

また、近年頻発化・激甚化する自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症は、地域社会に大きな影響と打撃をもたらします。人々のふだんの暮らしの幸せを守り支える社会福祉法人として、有事にはいち早く対応し、地域の様々なニーズに応えられるよう、BCP(事業継続計画)の策定・見直し、防災・減災体制の強化とそれに伴う人材の育成にも努めます。

組織力の強化・福祉人材の安定的確保

社会情勢はめまぐるしく変化します。社会福祉の理念に根ざしつつ、社会の変化に柔軟に対応できるよう、業務組織・機構のあり方について機を見て改革していくことも重要だと考えます。それぞれの部門・事業所や職員一人ひとりが責任ある裁量をもって判断・実行できる自律型組織の構築を目指し、南丹市社協で働くことにやりがいと誇りが持てる職場づくりを進めます。

働き手不足が大きな社会問題となっている中、介護・福祉分野の人材不足はさらに深刻な問題です。仕事へのやりがいと誇りに加え、職場環境や賃金・待遇の改善、さらには学生・若者の就職支援など、様々な取組を通じて福祉人材が安定して確保できるよう努めます。

※南丹市社協設立 20 周年に際して

4町合併に伴い南丹市社協が設立されてから令和 8 年 1 月に 20 年を迎えます。節目の年として令和 8 年度には設立 20 周年記念事業を実施したいと考えており、令和 7 年度は記念事業の企画・立案と準備を進める年にします。

II. 本年度重点実施項目

1. 多様な主体による地域活動・福祉のまちづくりの推進

超少子高齢・人口減少社会において、個別支援（相談支援）から見出される地域課題の解決を目指す地域づくり、すなわち「地域共生社会」実現のためには、福祉分野だけにとどまらず様々な分野の社会資源を総動員することが重要と考えます。

2. 総合的・包括的相談支援の強化・充実

共通する興味・関心から多分野・多世代の人々がつながり、語り合い、やってみたいこと、得意なことを活かす地域活動を積極的に支援し、福祉のまちづくりを力強く推進します。

多角的・包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した福祉課題について、多職種や他機関と緊密な連携を図り、課題解決に向けた伴走支援（寄り添い支援）を行います。相談窓口の広報・周知の工夫や相談員のアウトリーチ^{【※】}により、支援が必要にもかかわらず声をあげられない人や行き届いていない人に積極的にアプローチします。

相談支援にあたっては、個々の福祉課題をその人や世帯固有のものとせず、誰もが直面し得る社会問題として捉え、地域支援部門と連携して地域福祉活動の推進に結び付けていきます。

【※】アウトリーチ：「手を伸ばすこと」を意味する英語（Outreach）から派生した言葉で、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること、またはその手法を指す。

3. 事業経営の健全化・安定化

持続可能な事業の財政基盤を確立するために、引き続き経営改善に取り組んでいきます。感染症や自然災害などの非常時でも、必要な福祉サービスが安定的かつ継続的に提供できる体制を整えることに努めます。また、福祉サービスの品質向上に取り組みながら、事業運営の効率性と生産性をさらに向上させ、福祉の仕事に使命感と誇りを持つ職員を育成していきます。

4. 組織力（チームワーク）の向上に力点を置いた人材育成

担当業務に関する専門知識習得や技能向上への取組に加え、特に、管理職・指導監督職位のリーダーシップや組織（チーム）マネジメントスキルの向上と、一般職位のフォローワーシップ向上に力を入れ、組織力（チームワーク）の向上を図ります。【※】

【※】チームワークはリーダーシップとフォローワーシップの相互信頼関係が鍵

リーダーシップ

チームの目標（突き詰めれば法人のミッション＝法人運営理念）の達成を目的として、組織のメンバーに対して影響力を行使するもの

フォローワーシップ

自律的かつ主体的にリーダーや他メンバーに働きかけ支援すること。リーダーを含めてチーム全員に求められる。

5. 部門横断の取組み～生活福祉資金特例貸付フォローアップ相談・支援事業を切り口とした地域福祉推進～

生活福祉資金特例貸付フォローアップ相談・支援事業（京都府社協補助事業）を切り口として、部門を越えて多職種が連携して包括的かつ重層的な相談支援体制を構築し、個別課題の社会化を図るとともに、地域住民の福祉活動への参加を支援し支え合いの地域づくりに取り組みます。

当該フォローアップ相談・支援事業の相談員として配置する「温ったか京都寄り添いワーカー」の役割を、専任職員に加えて各事務所地域福祉コーディネーターも担うこととし、各事務所生活支援コーディネーターとともに支え合いの地域づくりを進めます。

（※次頁）

地域支援(コミュニティワーク)

支え合いの
地域づくり

地域福祉コーディネーター
〔相談員兼任〕

生活福祉資金特例貸付
フォローアップ相談・支援事業

相談員(専任)
温ったか京都寄り添いW

相談支援
(生活再建)

個別支援(ケースワーク)

自立相談支援事業 相談員(CSW)

生活福祉資金(本則)相談員

地域福祉権利擁護事業 専門員

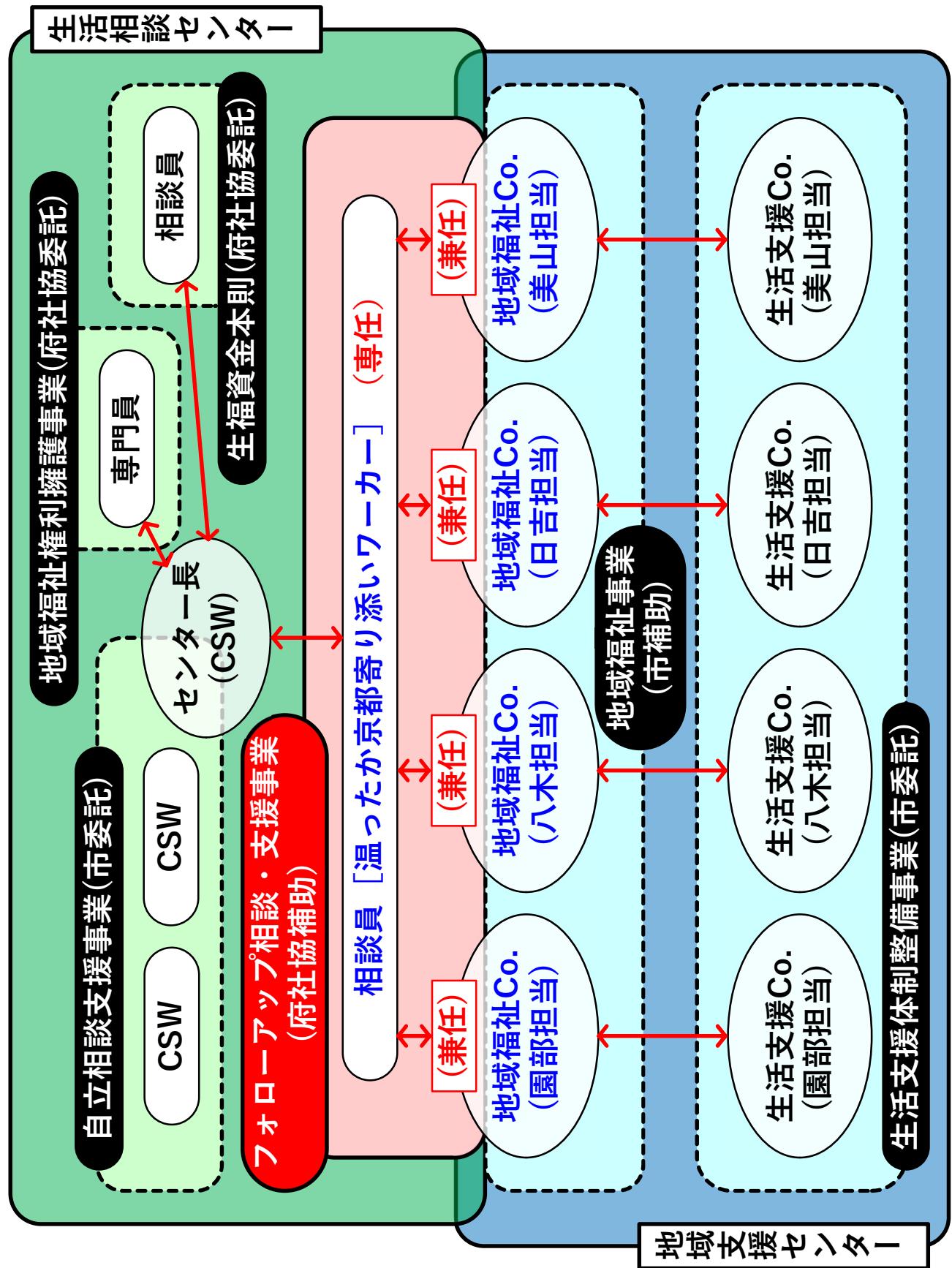
法人後見事業事業 相談支援員

地域包括支援センター 相談員

介護支援専門員(高齢)

相談支援専門員(障害)

フォローアップ事業 相談員の配置イメージ



フォローアップ相談・支援事業を切り口とした地域福祉推進の取り組み

エリアに よ ら ず 市全 体 の 取 組み ※必須メニューとして

- 借受世帯の**実態把握・分析** → 生活再建・償還促進に向け有為性を高める…アウトリーチ
- **重点的支援世帯**の抽出と直接的な相談支援
- 生活支援物資の配布を通じた生活相談支援(ファードライブの取組みなど)
- **生活相談会**の開催 → 段階的に開催頻度を増やして定期開催へ

エ リ ア に 根 ざ し た 取 組み ※エリアの特色に根ざした実験的展開・発展

- 借受世帯の実態把握・分析から浮き彫りとなつた**エリア特有の課題**解決に向けた取組み
 - 前記取組みの有為性検証とプラッシュアップ
 - エリア内の**福祉推進組織**(=地区社協)との協働
 - エリア内の**地域活動支援センター**を拠点とした居場所づくり
 - 他のエリアの先進的取組みの共有とアレンジ・取入れ
 - エリア(第2層)生活支援Co.との協働など
- 地域支援としての
アウトリーチへ**



(フォローアップ相談・支援事業) 専任相談員と協働し市全体の取組み・仕組みづくりへ

III. 法人運営の部

1. 会員

① 会員区分 ※会費は年額 1 口あたり 1,000 円とする

- (1) 普通会員 (会費: 1 口) 社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等
- (2) 特別会員 (会費: 2 口以上) 社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等で、2 口以上の会費を納めるもの
- (3) 賛助会員 (会費: 5 口以上) 会社、事業所、施設、団体等
- (4) ふるさと会員 (会費: 3 口以上) 南丹市外在住の個人等

② 会員への会費納入協力依頼

- 6 月下旬に、各事務所を通じて会費納入のご協力をお願いし、6 月～8 月に徴収する。
- 当会事業・活動の周知に努めるとともに、積極的な会員募集の呼びかけをすすめる。

③ 会員数

(令和 6 年度実績に基づく)

会員区分	本所	園部事務所	八木事務所	日吉事務所	美山事務所	合計
普通会員	-	2,093	1,458	865	894	5,310
特別会員	22	17	14	11	16	80
賛助会員	11	40	9	12	10	82
ふるさと会員	0	0	0	0	0	0

2. 役員会・委員会等 組織

※別紙「役員会・委員会等 組織図」参照

3. 職員(事務局)組織

※別紙「業務組織・機構図」参照

4. 会務(役員会・委員会等)

- ① 正・副会長会 …… (定例) 毎月 ／ (臨時) 隨時
- ② 理事会 …… (定例) 5 月, 3 月 ／ (臨時) 隨時
- ③ 理事会部会 …… (定例) 3 ～ 4 ヶ月に 1 回開催 ※地域支援・相談支援・生活支援の 3 部会
- ④ 監事會 …… (決算監査) 5 月 ／ (半期監査) 11 月
- ⑤ 評議員会 …… (定時) 6 月, (定例) 3 月 ／ (臨時) 隨時
- ⑥ 評議員選任・解任委員会 ※評議員の選任または解任の必要が生じた場合理事会の議決を経て開催

⑦ 委 員 会 …… 各委員会を隨時開催

(1) 企画委員会(各町企画小委員会)

- ・地域福祉推進のための事業や活動の企画、立案に関する意見答申。
- ・地域福祉活動計画の推進及び進捗管理に関する意見答申。

(2) 広報委員会

- ・法人広報誌をはじめとする各種広報誌の評価、審査等。
- ・法人が実施する各種広報活動に関する意見答申。

(3) ボランティアバンク運営委員会

- ・ボランティア基金の計画的運用に関する意見答申。
- ・ボランティアグループ等への助成審査に関する意見答申。

(4) 福祉資金調査委員会

- ・生活福祉資金に関する意見答申。
- ・くらしの資金に関する意見答申。

(5) 苦情解決第三者委員会／個人情報保護委員会 ※委員兼務

- ・苦情申立者への解決に関する意見答申。
- ・個人情報保護に関する意見答申。

(6) 善意銀行運営委員会

- ・善意銀行積立金の積立、運用、取崩に関する審査及び意見答申。

(7) 法人後見運営委員会

- ・法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査。
- ・南丹市社協から諮問を受けた事項に関する答申。

5. 職員の組織力・資質向上のための取組

① 幹部会議

- ・(メンバー)常務理事・事務局長、事務局次長、部長 (開催頻度)毎月1回の定例会+随時

② 中間マネジャー(課長・係長)会議・自主勉強会

- ・部門間連携とガバナンス(組織統治・統制機能)強化のため、業種を越えて、中間マネジャー(課長・係長)により会議開催および自主的勉強会開催などマネジメントスキルの向上を図る。

③ リスクマネジメントの推進

- ・苦情は、必要に応じて苦情解決第三者委員会に図り意見を求める、サービス向上のための財産として迅速で誠実な対応に努めるとともに、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。
- ・上記を受け、事故防止に向けたマニュアルを策定または更新し、周知徹底を図る。

④ 研修の計画的実施・自主的な資質向上の取り組への支援

- ・職員全体研修を計画的に実施する。
- ・組織横断的な職員の自主的学習・研究活動を、法人として積極的に支援する。

⑤ 社会福祉関連資格取得への挑戦と職場の支援

- ・社会福祉関連資格の受験(受講)資格がある職員は、担当業務の区別なく、受験(受講)にチャレンジする。また、資格取得に向け、業務調整など職場をあげてサポートする。

⑥ 職場の安全衛生推進

- ・安全衛生推進会議を隨時開催し、職場の安全衛生を向上させるべく、会議の充実を図る。

⑦ ハラスメント対策・メンタルケアの体制強化

- ・ハラスメントに関する研修等を実施し、職場におけるハラスメント防止を徹底する。
- ・ハラスメント相談窓口機能を強化し、安心して働く職場づくりに努める。

6. 部門間・他職種間連携による取組 等

① 地域(エリア)別担当者会議

- ・部門(業種)横断的に担当者により定期的に会議を持ち、部門間連携の強化を図る。

② 地域の課題解決への積極的な参画

- ・職種によらず社協ワーカーとして地域課題の把握やその解決に向けた取組に積極的に参画する。

③ 部門間・他職種間連携を強化して具体的に取り組む事項 等

(1) B C P (事業継続計画)に関する研修・訓練の実施

(2) 相談支援者を支援するネットワークの充実 (きぼうのつながり研究会)

(3) 誰でも気軽に相談できる相談会 (ちょっと相談会 他) の充実

(4) 企画開発チーム (ふくしまライ共創ラボ) を核にした新規事業等の企画開発

(5) 多様な居場所づくりの推進 (既存施設等の有効活用)

(6) 社会福祉法人ネットワーク (情報交換、テーマ別プロジェクト)

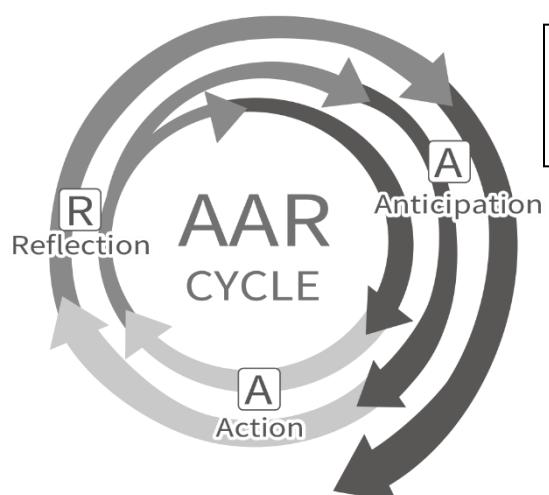
(7) 社協会費協力依頼・各種募金運動の推進

(8) 重層的支援体制整備に関する検討・協議

(9) 大規模災害被災地への支援派遣体制づくり

(10) 法人設立 20 周年に向けた取組

AAR 循環 (サイクル) ~開放系の試行錯誤のプロセス



Anticipation	予期する
Action	やってみる
Reflection	振り返る

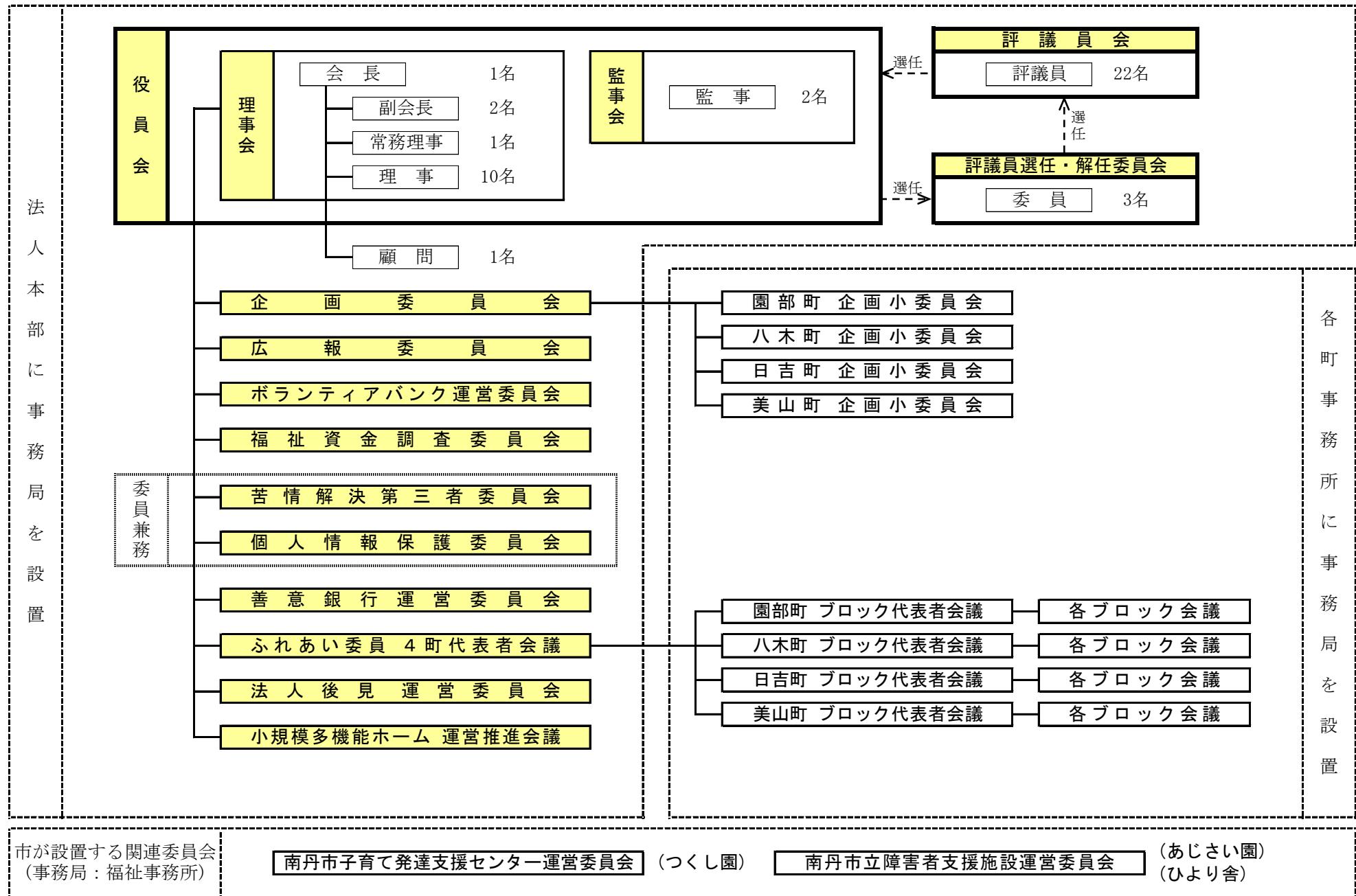
良き未来を構想し、やってみて (Action)、少し振り返り (Reflection)、次にどうしようか、と新たな考えや予期がうまれ (Anticipation)、次へ、次へとすすむ循環を駆動させる。

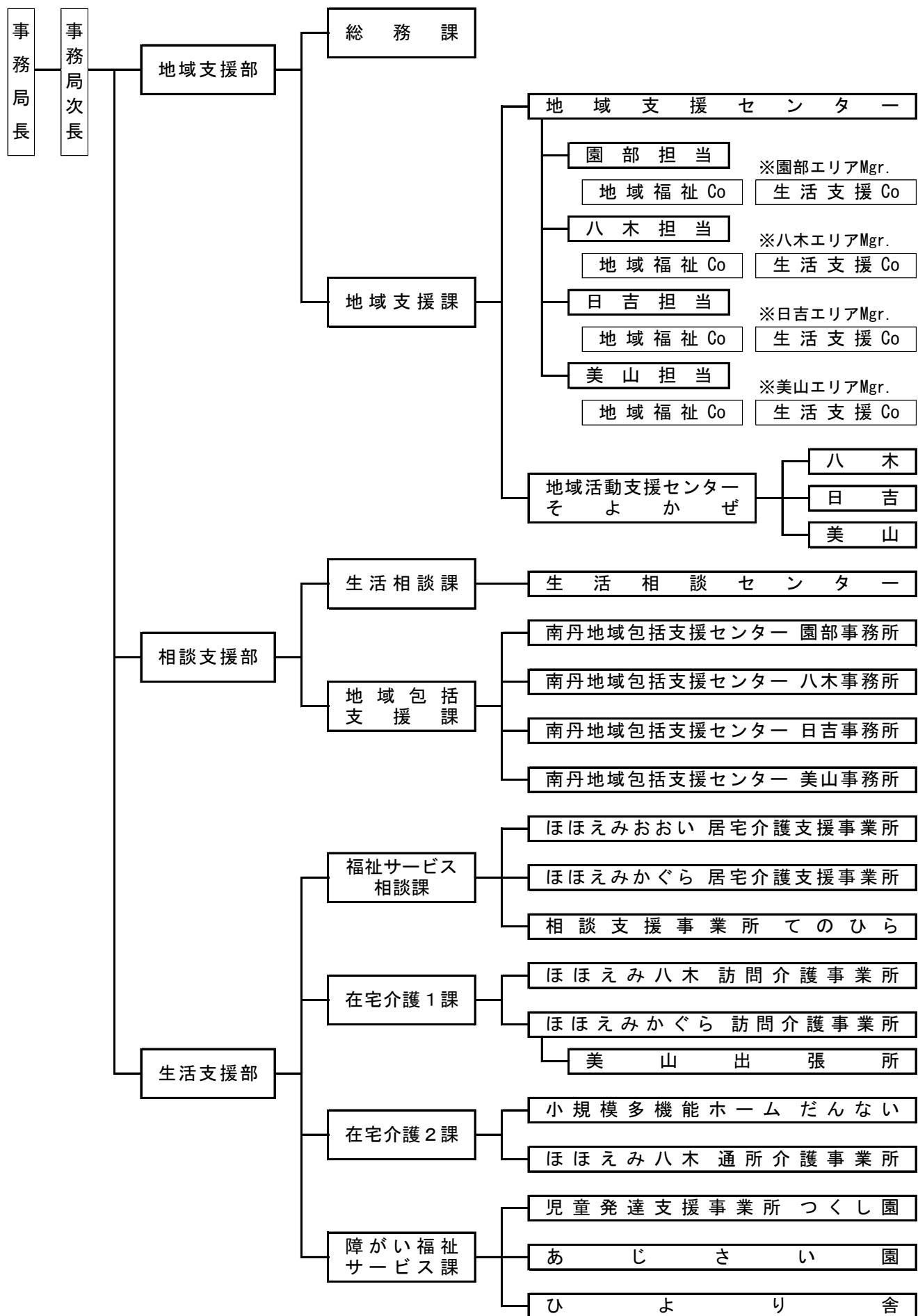
※引用：(一財)人生 100 年社会デザイン財団

「開放系の試行錯誤のプロセスそのものが学び～AAR 循環について～」

<http://www.100design.or.jp/event/aar/>

役員会・委員会等 組織図





職員配置員数

事務局長・事務局次長は総務課に、部長は所管課の1つに、
課長は所管係の1つにそれぞれ計上

所 属			常 勤		非常勤	登録型	合計		
部	課	係(事業所)	正規	嘱託					
地域支援部	総務課		5	2	3	0	10		
	地域支援課	地域支援センター		3	1	0	4		
		園部担当		2	0	11	0		
		八木担当		2	0	14	0		
		日吉担当		2	0	15	0		
		美山担当		2	0	16	0		
	地域活動支援センター			(1)	2	2	4		
	小 計			16	5	61	0		
相談支援部	生活相談課	生活相談センター	6	0	1	32	39		
	地域包括支援課	南丹地域包括支援センター 園部事務所	4	0	0	0	4		
		南丹地域包括支援センター 八木事務所	3	0	0	0	3		
		南丹地域包括支援センター 日吉事務所	3	0	0	0	3		
		南丹地域包括支援センター 美山事務所	2	0	0	0	2		
	小 計			18	0	1	32		
生活支援部	福祉サービス相談課	ほほえみおおい居宅介護支援事業所	5	0	2	0	7		
		ほほえみかぐら居宅介護支援事業所	4	0	0	0	4		
		相談支援事業所 てのひら	1	0	0	0	1		
	在宅介護1課	ほほえみ八木 訪問介護事業所	6	0	0	18	24		
		ほほえみかぐら 訪問介護事業所	4	1	3	19	27		
	在宅介護2課	小規模多機能ホーム だんない	5	0	5	0	10		
		ほほえみ八木 通所介護事業所	12	0	7	0	19		
	障がい福祉サービス課	児童発達支援事業所 つくし園	5	0	6	0	11		
		あじさい園	5	0	10	0	15		
		ひより舎	4	0	4	0	8		
	小 計			51	1	37	37		
	法人全体合計			85	6	99	69		
				※()の数字は兼務					

(Ⅲ-4 別紙) 階層別人材育成計画

階層	目標	内部研修		外部研修	資格取得支援	育成面談等
		全体研修	個別研修			
経営管理職	法人の経営管理職として、法人全体及び部門の計画を立案し、総合マネジメント能力を向上させる。			◇社会福祉法人経営者研修 <全社協 中央福祉学院>		
管理職	マネジメントの手法を習得し、組織の管理職として、組織の計画を立案するとともに、部下の教育計画の実行を監督する。		◇人事評価研修 (評価者研修)	◇社会福祉法人運営管理職員研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇市区町村社協管理職員研修 <全社協 中央福祉学院>		
上級指導監督職	マネジメントの手法を学び、職員への指導監督の責任者として、部下の教育計画を立案・実行するとともに、業務改善結果の発表・発信を行う。	◇事業計画・予算の理解(年度始) ◇人権研修	◇人事評価研修 (評価者研修) ◇プロレセッション (全体研修にて)	◇キャリアアップ研修(管理職) <京都府福祉・人材研修センター> ◇OJTリーダー養成研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇スペーパーバイ-養成研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇雇用管理責任者講習 <介護労働安定センター> ◇安全衛生推進者養成講習 <京都労働基準協会>	◇保健師 ◇看護師 ◇社会保険労務士 ◇准看護師 ◇社会福祉士 ◇精神保健福祉士 ◇理学療法士 ◇作業療法士 ◇言語聴覚士 ◇介護支援専門員 ◇主任介護支援専門員 ◇介護福祉士 ◇保育士 ◇管理栄養士	
指導監督職	チームマネジメント手法を学び、チームのリーダーとして上級指導監督職を補佐し、自らの専門性をもとに一般職の技能向上の指導監督を行う。業務改善を図り、業務基準の向上に貢献する。		◇分野別専門研修 (各部門にて) ◇プロレセッション (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チ-ムリーダー) <京都府福祉・人材研修センター> ◇OJTリーダー養成研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇福祉職場研修担当リーダー研修 <京都府福祉・人材研修センター>		
一般職	上級	チームの中核人材として、さらに高度な専門的知識・技術の習得を図る。	◇分野別専門研修 (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チ-ムリーダー) <京都府福祉・人材研修センター>	資格取得時に 基本給の号俸加算	【新任者】試用期間の者 ◇【面談者】OJT責任者 所属長 [回 数] 1回/月
	中級	自立的に業務を遂行するための発展的な知識・技術の習得を図る。	◇分野別専門研修 (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チ-ムリーダー) <京都府福祉・人材研修センター> ◇マ-研修(中級) <京都府福祉・人材研修センター>		
	初級	社協職員としての役割を理解し、上司の指示のもとで業務を遂行するための基本的な知識・技術の習得を図る。	◇基礎研修Ⅰ・Ⅱ ◇他部署実地研修	◇市町村社協新任職員研修 <京都府社会福祉協議会> ◇キャリアアップ研修(初任者) <京都府福祉・人材研修センター> ◇マ-研修(初級) <京都府福祉・人材研修センター>		

IV. 地域支援の部

1. 地域福祉事業（南丹市補助事業）

① 地域福祉活動計画の推進、進捗管理・評価

(1) 第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間ふりかえりを行いつつ、第5期計画を見据えた協議や取組を進める。

② 地域での支え合いの推進

(1) コミュニティビジネス(※)や協同労働(※)などの事業・活動について研究し、地域福祉活動の新たな広がりを目指す。

(2) ふれあい委員活動およびふれあいサロン活動についての実態把握、取組みにくい地域の原因分析を行い、活動サポートにつなげる。

(3) 南丹市災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂・開設訓練・研修を実施して、非常時に対応できる体制づくりに取り組む。

(4) コロナ禍から始めた「みんなで一歩健康すごろく」の取組を振り返り、新たな展開を検討する。

③ 支え合いの体制づくり

(1) 地域福祉活動への幅広い世代の参加を目指し、「楽しい」「やってみたい」から始まる活動、「困っている人をほっておけない」「自分のできることを活かしたい」から始まる活動など、様々な活動のきっかけづくりを行う。

(2) 個別ケースの相談支援や当事者団体支援から見える課題を広く共有し、組織づくりや活動の創出、新たな制度の開拓、政策提言など、ソーシャルアクション(※)につなげていく。

(3) 民間施設などを含め、地域の社会資源を調査し、地域福祉活動の拠点となる場を開拓する。

④ 活動を支える基盤づくり

(1) 教育機関・教職員と連携・協働し、生活課題へのアプローチや福祉教育の充実を目指す。

(※) 「コミュニティビジネス」

地域課題をビジネスの手法で解決する事業のこと。地域資源を活かし、地域住民が主体となって取り組むのが特徴。

(※) 「協同労働」

①働く者（組合員）が自ら出資し、②話し合って経営・運営を主体的に担い、③自ら事業に従事するという働き方のこと。多様な就労の機会の創出や地域社会の課題への取組を促進することを目的として、労働者協同組合法が2022年10月1日に施行された。同法の施行を機に、多様な働き方の一つとして、「協同労働」が広まっていくことが期待されている。

(※) 「ソーシャルアクション」

利用者や地域住民等の課題の克服とニーズの充足のために社会参加の促進や制度・サービスの創出、改善、廃止あるいは思想の浸透、払拭を目指して行う組織的な活動のこと。

2. ボランティア振興事業（ボランティアバンク）

- ① 「ぼらんぷらリー」（ボランティア活動見学×スタンプラリー）の取組を継続し、活動者の新たな広がりを目指す。
- ② ボランティアバンク・ボランティアセンター機能として、ニーズ把握・コーディネート・マッチングを丁寧に行い、活動をサポートする。
- ③ ボランティア活動者に福祉教育に積極的に参画していただき、子どもたちが小さなうちからボランティアに触れる機会を増やす。

3. 生活支援体制整備事業（南丹市委託事業）

- ① 積極的に地域に出向き、高齢者の支援ニーズや社会資源を把握し、把握した資源の見える化に取り組む。
- ② 地縁組織と連携し、住民主体で実施されている高齢者の生活支援活動をサポートする。
- ③ 医療・保健・福祉分野にとどまらず、企業や様々な機関・団体とのネットワーク構築を目指す。
- ④ たすけあい会議の機能を充実させ、2層(町域)から1層(市域)へ様々な課題提起ができるように取り組む。

4. 高齢者等生活支援事業（南丹市委託事業）

- ① 新しいシステムを活用し、全エリアで標準的な運行管理を目指す。
- ② 台風や大雪等の対応に普段から活用できるBCPを作成・運用し、大規模災害に備えていく。
- ③ 土日祝等時間外の連絡・対応体制の再整備に取り組む。
 - (1) 食の自立支援サービス事業
 - (2) 外出支援サービス事業

5. 福祉サービス利用援助事業（京都府社協委託事業）

- ① 担当職員（常勤地域福祉コーディネーター）のスキルアップを目指す。
- ② 支援員・実務担当者が孤立しないように、体制整備に取り組む。

6. 特例貸付フォローアップ相談・支援事業（京都府社協補助事業）

- ① 定例のミーティングを通じ、法人内の連携強化を目指す。
- ② 対象者のケース検討・訪問支援を通じ、個別支援のスキルアップを目指す。
- ③ 各種相談会の取組をふりかえり、相談機能の更なる充実に努める。
- ④ 相談支援を必要とする在住外国人のサポートに取り組む。

7. 各種事務局

- ① 南丹市の担当課と十分に連携し、スムーズな事務局運営に取り組む。
- ② ボランティア活動支援とは何か、社協事務局はどんな役割があるのかを再確認し、目的にそった支援を展開していく。
 - (1) 南丹市地域福祉計画推進委員会事務局（南丹市福祉相談課と共同事務局）
 - (2) 南丹市共同募金委員会事務局（南丹市福祉相談課と共同事務局）
 - (3) 日本赤十字社南丹支部事務局（南丹市福祉相談課と共同事務局）
 - (4) 各町ボランティア連絡協議会事務局

8. 地域活動支援センター事業・生活困窮者就労準備支援事業（※南丹市委託事業） そよかぜ八木・そよかぜ日吉・そよかぜ美山

生活のしづらさを感じている方々の自立と社会参加を応援する

- ① 一人ひとりを尊重し個別性を重視した支援の充実
 - (1) 個々の特性や背景を理解し、適切な支援を行う。
 - (2) 利用者を受容し共感的態度で対応し、利用者の暮らしにくさや生活課題を見つけ出し、専門機関・専門職種と連携して、必要に応じ適切な福祉サービス等へ結び付ける。
 - (3) 行政や関係機関との連携を重ね、地域で社会参加が困難な方の把握、定期的な関わり、及び社会へつなげる橋渡し役となる。
 - (4) 指導員の専門性を高めるため、積極的な研修会、勉強会、圏域の会議等に参加する。
- ② 社会活動の場・機会の提供
 - (1) 地域特性に応じた、地域に密着した事業所をめざす。
 - (2) 障がいのある方、孤立しがちな方が地域で安心して生活できるよう、地域住民とのつながりづくりの場となる事業所をめざす。（みんなでランチの開催など）
 - (3) 多くの方が気軽に利用できるよう、可能な範囲で事業所送迎ボランティアの活用等で参加の促進をめざす。
- ③ 広報活動の充実
 - (1) 行政・関係機関・地域の福祉活動従事者等に、事業の取組内容をわかりやすくし、必要とする方が事業所を気軽に利用できるよう広く働きかける。
 - (2) 毎月発行の『そよかぜ通信』で活動内容を地域に向けて発信するとともに、法人ホームページやLINEを活用し継続した広報を続ける。
 - (3) 身近な事業所となるよう、職員が積極的に地域に出向き、顔のみえる関係づくりに努める。

V. 相談支援の部

1. 生活相談センター

① 福祉サービス利用援助事業（※京都府社協委託事業）

(1) 統一的な業務管理と適切な管理体制により、事業を適正に運営する。

- ・内部監査（年2回）
- ・生活支援員及び担当職員、専門員のスキルアップをはかるための研修（年1回以上）
- ・事業運用のマニュアルの更新
- ・南丹市権利擁護・成年後見センターとの連携
- ・定期的・必要時にモニタリングを行い、適切な援助となるよう検討する。

(2) 南丹市域の成年後見制度の利用促進を図り、より良い権利擁護体制を作っていく。

- ・南丹市権利擁護・成年後見センターと連携し成年後見制度の推進について協働する。

② 福祉資金（生活福祉資金[※京都府社協委託事業]

(1) 生活相談により、適切な貸付や償還に関連する業務を円滑に進める。

- ・京都府社会福祉協議会民生課及び福祉資金管理室と連携し、償還促進や償還猶予、償還免除、異動に伴う申請事務を円滑に進める。

(2) 住民の相談に適切に対応するため、本所・各事務所においての相談窓口機能を強化する。

- ・貸付に関する勉強会やミニ研修会を開催し、職員の資質・対応力の向上を図る。
- ・本所・各事務所の役割を明確にしつつ、部署横断的な対応力の向上を図る。

(3) 民生児童委員との連携を強化する。

- ・償還状況や生活状況の情報を共有し、見守り活動を協働する。
- ・単位民生児童委員協議会ごとに、継続的に出張勉強会を開催する。

(4) 事業の利用が必要な方に、適切に情報が届くよう広報・周知を行う。

- ・低所得世帯の子どもの就学・就業などにおいて、将来への自立助長のため、各小中高等学校への出張説明会を行い、学資資金や技能習得費等の適切な利用につながるよう連携を行う。

③ 特例貸付フォローアップ相談・支援事業（※京都府社協補助事業）

(1) 特例貸付後の生活再建と安定を目指すため、借受世帯のフォローアップを強化する。

- ・専任相談員及び各事務所の地域福祉 Co. を「温ったか京都寄り添いワーカー」として位置づけ、生活困窮者相談支援チーム（=自立相談支援機関 CSW）と協働し、世帯の生活状況確認及び相談支援を行う。
- ・償還猶予や免除申請、異動手続き等の援助を提供する。
- ・新しい施策や制度の情報提供や手続きなどをプッシュ型にて提供する。

④ 生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業（※南丹市委託事業）

(1) 生活困窮世帯の状況整理や生活再建の方向性をご本人と共有し、他部署及び関係機関が相互に連携できる体制を強化する。

- ・複数の専門ワーカーがチームで対応することでより良い効果を生み出す。
- ・スクリーニングを定期的に行い、個別支援の在り方を協議・検討し、援助の実践に繋げていく。
- ・課題解決のみに捉われず包括的、伴走的な視点で援助方針を提案していく。

(2) 総合的アプローチや地域課題の解決を意識した支援体制を強化する。

- ・相談者の生活実情に合わせ、できる限り負担のないように配慮しつつ効果的にアプローチする。
- ・多職種による検討会を設け、地域課題を多角的に見て、援助・解決方法を模索する。
- ・SNS やホームページ等を効果的に活用し、訪問など柔軟に対応して南丹市全域の相談援助を行う。
- ・主体となる住民の尊厳を大切に、自身で立ち上がる力（ストレングス）に着目した支援を行う。
- ・研修会に主体的に参加し、相談援助職のスキルを身につけ、職員の資質向上を図る。

(3) 多様なニーズや生き方に応えるため、新たな社会資源の創設や、相談者の社会参加の機会づくりを行う。

- ・「つむぎ米」「たん・けん・たい」「物価高騰対策各種事業」等を部署横断的に継続し充実を図る。
- ・支援調整会議において、地域課題の発見と共有、また解決のためのネットワークを充実する。
- ・「社協フードパントリー」や「物品バンク」など社協主体の援助に留まらず、新たな支援活動となるようなコミュニティの展開を支援する。
- ・居住支援などを提供し「南丹市で暮らし続ける」ために必要な地域のしくみづくりを職員や関係機関が協働しながら、地域性や利用者目線での使いやすさなど、課題点について改善していく。

⑤ 法人後見事業

(1) 法人後見運営委員会を定期開催（年3回）し、適切な事業運営について諮詢する。

- ・受任ケースの検討などを継続して行う。
- ・内部監査（年2回）及び家裁報告前チェックの実施。

(2) 南丹市域の成年後見制度の利用促進を図り、より良い権利擁護体制を作っていく。

- ・南丹市権利擁護・成年後見センターと連携し成年後見制度の推進について協働する。

(3) 法人後見事業従事者の専門性の向上に努める。

- ・法人後見担当職員及び法人後見支援員登録者研修会（年1回以上）を開催し、法人全体でのスキルアップを図る。
- ・研鑽を積み、実務レベルでの資質の向上を目指す。

2. 地域包括支援センター事業 (※南丹市委託事業)

南丹市より3つの事業を受託。この3事業は独立したものではなく、それぞれ互いに関連しながら、地域包括ケアの推進として一体的に取り組むものである。

認知症が疑われる人や家族などの初期の支援を、チームで包括的・集中的に(概ね6ヶ月)進め、自立生活をサポート

医療・介護・福祉に関する相談虐待・消費者被害防止・介護予防の取組

認知症初期集中支援推進事業

認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括ケアの推進

認知症にやさしいまちづくりの推進

① 総合相談

- (1) 相談しやすいセンターとして周知されるよう、地域へ出向く機会を活用する。
- (2) 相談を分析し、社会資源を活かした支援に繋げる。

② 権利擁護

- (1) 高齢者虐待について速やかで適切な対応が行えるよう、高齢者虐待対応マニュアルを用いて、市や関係機関と対応の振り返りを行う。
- (2) 権利擁護・成年後見センター等と連携し、成年後見制度の周知を行う。
- (3) 消費者被害を防ぐため、介護サービス事業者や民生委員等へ速やかな情報共有を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- (1) ケアマネジャーと関係機関が相談・連携しやすい環境をつくり、支援者の孤立防止や困難ケースの課題解決に向けてよりよい判断ができるようサポートする。
- (2) ケアマネジャーの資質向上を目指して、主任ケアマネを中心に研修会や事例検討会をともに企画し、実施することで横のつながりを強化する。
- (3) 通所サービス部会において、幹事や参加事業所が負担を感じることなく、部会運営や研修会等に主体的、積極的に参加ができるようサポートする。

④ 地域ケア推進会議

- (1) 行政や、南丹市生活支援コーディネーター、地域支援課と共に、地域ケア個別会議やケアマネ事例検討会等から出ている地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた検討ができるように会議運営を行う。
- (2) 市民や関係機関に地域課題を発信し、連携・協力をしながら課題解決に向けた取組みの一つとして会議を開催する。

⑤ 地域ケア個別会議

- (1) 個別会議での課題を普遍化し、地域課題として抽出する。
- (2) 地域ケア推進会議等の会議体や他機関と協働し、地域包括ケアシステムの構築を進める。

⑥ 介護予防マネジメント

- (1) 介護保険サービスに限らずサロンなど地域の社会資源も取り入れ、その人らしさのある介護予防サービス計画書を作成する。
- (2) 自立支援、重度化防止の視点や、地域課題の抽出を意識した介護予防ケアマネジメントを実施する。

⑦ 地域包括支援ネットワークの構築

- (1) 家族会新規入会者を増やし、会員主体で交流会や研修会を企画・開催し、介護者支援を充実させる。
- (2) 住民の集いの場に積極的に出向き、包括の広報や関係機関との連携を図る。
- (3) 関係機関との会議に出席の際は、社会資源や地域課題などを情報収集または共有・発信することで新たなつながりを作る。

⑧ 認知症を知り地域で支える活動の推進

- (1) 多世代に向けた認知症サポーター養成講座を開催する。(年間延べ 200 名を目標)
- (2) 登録機関増加に向けた徘徊 SOS の広報活動、通信の発行を行う。また商工会議所等と連携し、登録機関への認知症に関する勉強会を開催する。
- (3) 認知症の理解・啓発のため、見守り声掛け訓練を実施する。

3. 認知症初期集中支援事業および認知症地域支援・ケア向上事業 (※南丹市委託事業)

① 認知症初期集中支援チーム活動

- (1) 認知症の人や家族の支援を行いながら、早期に関わるよう事業の周知、啓発活動を行なう。
- (2) 認知症の相談から必要に応じてチーム員活動につなぎ、認知症地域支援推進員や関係機関等と連携していく。

② 認知症地域支援推進員

- (1) オレンジガーデニングプロジェクトが幅広い世代・地域への認知症啓発の機会となるよう、他の活動との連動を図りながら取り組む。
- (2) 認知症当事者が自身の希望や役割を見出せる機会として本人ミーティングを共に企画し、当事者と協働して啓発や情報発信を行う。
- (3) 認知症当事者や家族を地域で支える仕組みづくり(チームオレンジ)を通し、社会資源の発見・拡大を目指す。
- (4) 認知症ケアパスを活用することで認知症の早期発見・早期対応や、若年層ともつながりやすいよう、学校や図書館等の公共施設と連携した啓発を行う。
- (5) 認知症カフェ同士のネットワークづくりや広報を行う。

VI. 生活支援の部

1. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 相談支援事業所でのひら

障がいのある方々の相談に応じ、適切なサービス利用を支援する

① 指定特定相談支援事業

障害福祉サービス利用者の本人の意思を尊重し、望む生活の実現に向けた計画相談支援を行い、関係機関との連絡調整や情報共有を通じて、利用者主体のニーズに合った支援を提供する。

② 指定障害児相談支援事業

支援が必要な児童とその家族に対して、悩みや困りごとの相談を行い、適切な福祉サービスを紹介する。児童の障害特性や家族の思いを理解し、地域で安心して豊かに生活できるようサポートする。

③ 両事業共通事項

法令を遵守し、サービスの質の向上を目指して運営を行うとともに、利用者本人や家族の相談援助を関係機関と連携して支援する。福祉サービスに限らず、地域資源を活用した支援を模索し、研修や通じて相談援助職としてのスキル向上を図る。また、地域共生社会の実現に向けて、障害者福祉の広報・啓発にも努める。

2. 居宅介護支援事業 介護予防支援事業 ほほえみおおい・ほほえみかぐら居宅介護支援事業所

住みよい地域で「私が望むしあわせな暮らし」の支援を目指して

① 事業所の健全な運営と安定

- (1) 法令遵守を前提に、個々のケアマネジメント技術をチームで高め合う機会を定期的に設け、介護支援専門員の質の向上に努め、長期的に運営を継続できる人材を育成する。
- (2) BCP（事業継続計画）の年1回の見直しと、研修・訓練を通じて、有事に備える。

② 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現にむけて取り組む

- (1) 複雑化・複合化したニーズに対応するスキルを身に付け、地域で開催される研修会・研究会や地域ケア推進会議に積極的に参加し、他機関との顔の見える関係づくりに努める。
- (2) 法人内での連携を強化し、互いの強みを支援に活かす。

③ 特定事業所としての使命を担う

- (1) 人生の最終段階における本人の意思に基づく医療・介護の提供と看取り対応の強化を目指し、ケアマネジメントを実現するとともに、福祉のまちづくりや地域づくりに貢献する意識を持つ。
- (2) 相談には迅速かつ丁寧に対応し、ひとりも取り残さない支援を行い、他法人との共同事例検討会や研究会を通じて、地域の介護支援専門員のレベルアップに貢献する。

3. 訪問介護・障害者居宅介護事業 ほほえみ八木・ほほえみかぐら訪問介護事業所

〈所在地〉ほほえみ八木訪問介護事業所：八木町／ほほえみかぐら訪問介護事業所：日吉町・美山町

① ケアサービスの質の向上

- (1) 高品質なケアを提供するため、スタッフにコミュニケーションスキルや介護技術のトレーニングを実施する。
- (2) ICT 機器の導入により、業務の改善と効率化を図り、生産性を向上させる。
- (3) ケアサービスの安全性向上のため、感染症対策や災害時対応（BCP）を強化する。

② 社会的価値の向上と持続可能な経営モデルへの変革

- (1) 地域の関係者と協力し、地域ニーズに対応して地域課題の解決を目指す。
- (2) 労働環境の改善として、働き方改革やキャリア開発、ワークライフバランス支援を通じてスタッフの働きやすさと満足度の向上を図る。

4. 小規模多機能型居宅介護事業 小規模多機能ホームだんない

〈事所在地〉園部町

① きめ細やかで柔軟なサービス提供により利用者の在宅生活を支える

- (1) 利用者のニーズや要望を踏まえ、健康状態や生活環境に基づいた個別ケアプランを作成し、柔軟できめ細やかなサービスを提供する。
- (2) サービスのスケジュールや内容を柔軟に調整できる仕組みを導入し、利用者の状況やニーズの変化に応じて最適なサポートを提供する。

② 地域とのつながり及び連携を更に強化する

- (1) 地域のイベントや活動に積極的に参加し、住民との交流を深めることで、地域のニーズや課題を把握し、サービス改善に活かす。
- (2) 地元や支援機関と連携し、地域とのパートナーシップを強化する。

③ 経営改善を進め安定した事業運営を目指す

経営の効率化やコスト削減を進め、安定した運営体制を確立することを目指す。

5. 通所介護・生活介護事業 ほほえみ八木通所介護事業所

〈所在地〉八木町

① サービスマナーの徹底とホスピタリティの向上

※ホスピタリティ：心からのおもてなし、深い思いやり

- (1) スタッフの教育とトレーニングを通じてコミュニケーションスキルや気配りを向上させ、すべてのスタッフが利用者の立場に立ち、迅速で適切な対応を行う利用者ファーストの姿勢を徹底する。
- (2) 利用者の意見を積極的に収集し、サービス改善に反映させるとともに、サービスの質を常に向上させ、利用者の期待に応え続ける。

② 生産性の向上と効率化を図る

- (1) ICT 機器を活用して、業務の改善と効率化をさらに進める。
- (2) 遅延やエラーを予測し、事前に対策を講じることでリスクを管理・軽減し、生産性を向上させる。

- ③ BCP の運用と計画をさらに洗練させ、効果的な実施を確保する。
- (1) 定期的にリスクを見直し、新たなリスクに対応できるように BCP を更新する。
 - (2) 緊急時に迅速に対応できるよう災害対応チームを設置し、模擬演習を実施した後、実施結果を振り返り、必要に応じて BCP を定期的にレビューし、改訂・強化する。※レビュー：評論、批評
 - (3) 感染症対策を徹底し、万が一発生した場合にも、迅速かつ適切な対応を行い、感染拡大を最小限に抑える。

6. 児童発達支援・保育所等訪問支援事業 つくし園 (南丹市委託事業) <所在地>園部町

① 支援内容の明確化と保護者との共通認識の確立

- (1) 親子療育から始め、身体や手指の使い方、人との関係性、コミュニケーション力を観察して強みと課題を保護者と共有し、療育目標を設定。半年に1回の個別面談で成長を確認する。
- (2) 個別面談や保護者サロンを通じて、安心できる子育て環境を提供し、保護者支援を強化する。

② 関係機関との連携

- (1) 医療機関や通園施設と連携し、理学療法・作業療法・言語療法の訓練に職員が同席する。
- (2) 様々な状況において、関係機関と情報を共有し、必要に応じて相談機関につなげる。

③ 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

- (1) さらなる専門性の向上を目指し、各スタッフがスキル向上に努めるとともに、関係機関への支援協力体制の強化と幅広い職員体制の構築を目指す。
- (2) 感染症や災害時の対応基準を整備し、日頃から備えることで安全対策を徹底する。

④ 地域に根ざした事業所つくり

- (1) 「つくし園だより」を保護者・関係機関・地域へ配布し、取り組みを周知することで広報活動を強化する。
- (2) 散歩や課外活動を通じて地域住民との交流機会を確保し、支援が必要な子どもへの理解を促進するとともに、子どもたちの社会的スキル向上を図る。

7. 就労継続支援 B 型・生活介護 多機能型事業 あじさい園 (南丹市指定管理施設)<所在地>八木町

【就労継続支援 B 型事業】

- (1) 働くうえで必要なマナーやスキルを身につけるために、あいさつや返事、相談、意思表示をサポートし、定期的に習得状況を確認する。
- (2) 一般就労と新規利用者の受け入れを循環的に進める仕組みを構築します。モニタリングで就労意欲を確認し、希望者は関連機関と連携。就労後の相談サポートも行います。

【生活介護事業】

一人ひとりのリズムやペースを尊重し、作業や創作的な活動、好きなことに取り組むことで、その人に合った安心で充実した一日をサポートします。

【両事業共通事項】

① 利用者支援の強化

- (1) 家族や関係機関との連携を強化し、利用者の生活の質の向上を目指します。
- (2) 利用者が自立した生活を送るために必要な日常生活スキルを訓練し、また他の人とコミュニケーションをとるためのスキルを向上させるプログラムを提供する。
- (3) 利用者が楽しみながら社会参加できるよう、レクリエーションプログラムや社会活動への参加機会を提供します。

② 生産活動の更なる充実

- (1) 生産活動を効率化するために生産ラインや作業プロセスの改善を行い、製品やサービスの品質を向上させるために品質管理システムを導入し、品質の確保と向上に取り組む。
- (2) 利用者の能力や技術を向上させるために、継続的なトレーニングプログラムを提供します。
- (3) 地域の企業や団体とのパートナーシップを築き、生産活動の拡大や市場へのアクセスを支援します。

8. 就労継続支援 B 型・生活介護 多機能型事業 ひより舎 (南丹市指定管理施設)<所在地>日吉町

【就労継続支援 B 型事業】

- (1) 商品の品質向上と新規販売先の獲得に努め、就労支援事業の収入増加を目指します。
- (2) 利用者が仕事に取り組む中で、やりがいや自信、誇りを感じられるよう支援内容を充実させ、個々のスキルがさらに成長できるよう努めます。

【生活介護事業】

利用者の日常生活を豊かにするため、各関係機関との連携を強化し、モニタリングやアセスメントを通じて支援内容の充実を図ります。

【両事業共通事項】

① 事業運営の安定

- (1) カフェ事業をはじめ、地域との関わりを強化するために、さまざまな事業に取り組んでいきます。
- (2) 新規利用者の受け入れを含め、年間を通じて安定した利用率の確保を目指します。

② 利用者支援の強化

- (1) 多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、チームの支援力を強化します。定例会議で支援内容を共有し、全職員が利用者の支援計画を把握できるようにします。
- (2) 関係者のネットワークをさらに充実させ、支援の範囲を拡大していきます。

法人運営理念

すべての住民の こころが輝く 福祉のまちづくり

法人運営基本方針

[住民との福祉の共創]

すべての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に参加できる地域社会を目指します。

[福祉協働社会の構築]

地域のあらゆる機関・団体と協働し、すべての住民が、心豊かで安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりに、計画的に取り組みます。

[選ばれる福祉サービスの提供]

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

サービス精神

- 一、お客様にあくまでも満足していただくサービスを提供しなければならない。
- 一、サービスは、高度で専門的でなければならない。
- 一、サービスの提供は、的確にかつ迅速・効率的に行わなければならない。
- 一、常に、お客様の側に立って、助言を与えなければならない。

職員心得

- 一、お客様にはいつもほほえんで、その場にふさわしいご挨拶をしよう。
- 二、どのお客様にも誠心誠意をつくして、丁寧かつ好意的な言葉と態度で接しよう。
- 三、お客様の様々な質問と要求には迅速かつ的確に答え、その場で答えられない問題は、自ら責任を持って回答を得るようにしよう。
- 四、お客様からの要求がなくとも、お客様のニーズを察知することによって問題を解決しよう。

法人の目的（定款 第1条）

この社会福祉法人は、南丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

法人の経営の原則（定款 第4条）

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
2. この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

「社協職員行動原則 — 私たちがめざす職員像 —」

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会（平成23年5月18日策定）

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは、社会福祉協議会法定化60周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組みます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について充分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

社会福祉協議会シンボルマーク図柄 (全国社会福祉協議会 昭和47年6月 制定 [公募])



【図柄の意味】

社会福祉および社協の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。